

深川市庁舎広告付きデジタルサイネージ設置事業仕様書

1. 事業名

深川市庁舎広告付きデジタルサイネージ設置事業

2. 事業の目的

深川市役所総合庁舎1階市民生活課前待合スペースに、行政情報・企業広告等を放映するモニター等を、同庁舎1階エントランスホールに行事予定・企業広告等を放映するモニター等を設置し、広告等の放映による待ち時間対策、来庁者への行政情報や行事予定の発信等を行い、市民の窓口利用環境の向上および来庁者への情報発信を強化することを目的とする。

また、市総合庁舎内において広告を放映する機会を設置業者に与える代わりに、設置及び運用に係る経費は設置事業者の負担とすることで、経費負担削減を図ると共に、設置場所が有する広告価値の広告掲載料を深川市にお支払いいただくことで収入を確保することも目的とする。

3. 設置場所

- (1) 深川市役所（深川市2条17番17号）総合庁舎1階 市民生活課前待合スペース
- (2) 深川市役所（深川市2条17番17号）総合庁舎1階 エントランスホール

※ 市民生活課前待合スペースについては、待合スペース前上部等、来庁者が見やすい位置に設置する。

※ 詳細は設置事業者選定後協議し決定するが、最適と考える設置場所を提案するものとする。

4. 設置期間

契約の締結（令和7年11月を予定）から5年間

※ 期間の詳細は設置事業者選定後協議する。

5. 設置事業者の業務内容

- (1) 使用する機器（以下「機器」という。）の調達、設置及び設定調整

※ 機器の仕様は「7. 機器の仕様」のとおり

- (2) 機器の保守業務（設置時における深川市職員への現地での機器操作方法のレクチャー、問合せ対応、故障時等のオンサイトによる修理・調整、交換部品の調達・提供及び設定作業、代替機の貸し出し、消耗品の提供、操作説明書の提供等）

- (3) システムを用いた行政情報及び広告の放映

- (4) 放映する広告の広告主の募集、広告及び行政情報の作成、広告の内容審査、行政情報放映に当たっての深川市との調整業務

- (5) 機構改革や災害等やむを得ない理由がある場合における機器の移設及び事業終了時における機器の撤去

(6) その他、設置事業者からの提案に沿って協議により実施する業務

6. 費用負担

- (1) 「5. 設置事業者の業務内容」に係る経費については設置事業者が負担するものとする。
- (2) 設置事業者は広告及び行政情報放映用モニターが使用する電気料金について、年度毎に計算したその実費を深川市が発行する納入通知書により、指定する期日までに納入する。
- (3) 設置事業者は深川市役所総合庁舎1階での広告の放映に当たって深川市に納入する広告料の年額を提案するものとする。設置事業者は、その広告料を深川市が発行する納入通知書により、指定する期日までに納入する。

7. 設置機器の仕様

(1) 機器の構成

- ア 広告及び行政情報放映用モニター 1台（市民生活課前待合スペース用）
- イ 行事予定及び広告放映用モニター 1台（1階エントランスホール設置用）
- ウ アからイについて、各機器の接続、動作等に必要な付属品一式
- エ その他、「5. 設置事業者の業務内容」を遂行するうえで必要な機器及び付属品一式

(2) 各機器の仕様

ア 広告及び行政情報放映用モニター

- (ア) 広告及び行政情報が一定のサイクルで自動的に放映されるモニターであること。
- (イ) モニターは55インチ以上の大きさで、利用者が認識しやすいよう天井から固定して設置できるものであること。なお、設置場所・設置方法は設置事業者選定後、協議する。

イ 行事予定及び広告放映用モニター

- (ア) 広告及び行事予定が表示できるモニターであること。
- (イ) モニターは55インチ以上の大きさで、広告と行事予定がそれぞれ別に表示されるものであること。また、設置場所を移動できるよう床置き式のものであること。
- (ウ) 広告は一定のサイクルで自動的に放映されるモニターであること。

(3) その他各機器に共通する事項

- (ア) 電源はタイマーで日付、曜日、時間単位で管理ができ、待機状態ではなく主電源からON/OFFできるものであること。
- (イ) 災害情報など緊急なものは速やかに放映できる仕様であること。
- (ウ) 音量調整ができるものであること。
- (エ) 5年以上の耐用年数があること。
- (オ) 省スペース、省電力に配慮した機器を選定すること。
- (カ) 電力はAC100Vを使用すること。

(4) 機器設置の留意事項

- (ア) 庁舎の維持管理、災害時の避難誘導に支障とならないよう配慮すること。
- (イ) 設置時の工事については、庁舎への影響安全等について市担当者とは十分協議すること。維持管理、保守、撤去及び事業終了後の原状回復についても同様とする。

8. 放映する広告及び行政情報について

- (1) 広告及び行政情報は、市役所の開庁時間（土日、祝日、年末年始（12月31日から1月5日まで）を除く9時00分から17時00分まで）に放映する。ただし臨時開庁等がある場合は事前に協議する。
- (2) 広告及び行政情報の構成、スケジュール等については提案事項とするが、放映割合の4分の1程度は行政情報とすること。
- (3) 放映に当たって必要な設定や作業は設置事業者が行う。
- (4) 行政情報及び行事予定は深川市からの作成依頼を受けて設置事業者が作成する。
- (5) 広告の紙媒体を深川市役所総合庁舎に掲出したい場合は別途協議する。
- (6) 掲載する広告は、設置事業者においても内容を審査すると共に、別紙「深川市役所庁舎における広告モニターによる広告放映等に関する要綱」に適合するものとし、深川市の承認を受けること。
- (7) 広告の審査を事前に受けるために、放映するデータ等を市が指定する日までに提出すること。
- (8) 広告の内容が、要綱に違反しているとき及び市庁舎内で放映する広告としてふさわしくないとき及び市が合理的な理由により判断したときは、市の求めに応じ修正すること。
- (9) 広告の掲載及び配信に係る苦情等の対応をすること。
- (10) 広告主の募集にあたり、設置事業者自らが広告主の募集者であることを明確にし、市が広告主の募集者であるかのような誤解を与えないよう十分配慮すること。
- (11) 広告内容等に関する責任は広告主及び設置事業者が負うものとし、市が損害を被った場合は、その損害を補償すること。

9. 法令等の遵守

関係諸法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意を持って、誠実に業務を遂行すること。

10. 守秘義務

来庁時に知り得た情報については、内容の如何を問わず、他人に漏らしてはならない。このことは、業務時間の内外を問わず、また、その職を退いた後も同様とする。

また、個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守すること。

深川市役所 1F

